

第29回半田市農業委員会総会議事録

令和7年10月20日午後2時00分下記議案審議のため半田市役所庁議室へ招集した。

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 第85号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第86号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第87号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（一括契約）
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第4号 生産緑地法従事者証明
報告第5号 農地法第4条許可取下げについて

委員の出欠席

農業委員			農地利用最適化推進委員		
番 号	氏 名	出欠席	担当区域	氏 名	出欠席
第1番	深津延幸	欠席	有脇・亀崎	石川丈夫	欠席
第2番	小栗絵里	出席	乙川	高橋智恵	出席
第3番	岩橋克巳	出席	半田・岩滑	青木功雄	出席
第4番	新美久美子	出席	成岩	榊原且己	出席
第5番	竹内甲永	出席	板山	岩橋一成	出席
第6番	榊原久美	出席			
第7番	堀寄純一	出席			
第8番	石川敏彦	出席			
第9番	藤野道子	出席			
第10番	石川明美	出席			
第11番	新美周大	出席			

事務局出席者

事務局長	榊原正彦	書記	服部由紀
書記	安本源		

事務局

ただ今から第29回総会を開会いたします。
はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

先日も児童体験農業の稲刈りがありました。多数の委員の皆様にご参加いただきましてありがとうございました。そんな中、本日は農業委員会へご出席いただきましてありがとうございます。本日も議事の進行にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。本日の出席委員は11名中10名です。また、推進委員5名中4名ご出席いただいております。半田市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長をお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。半田市農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

本日、議事録署名委員は、9番の藤野道子委員と10番の石川明美委員となります。なお、本日の会議書記には事務局職員の服部氏、安本氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2の第85号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、2件出ております。はじめに番号703-22について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については、記載のとおりです。本件は新規就農によるブルーベリー栽培を始めたいとするものです。申請者本人に確認を行い、営農の意思を確認しています。

委員

場所については、別冊1頁をご覧ください。JA あいち知多半田相談営農センターの西側であり、吉田池の堤防の下となります。周辺にはイチゴ農園やサボテンの栽培・販売を行っている農地の隣です。場所については適当であると思います。

会長

番号703-22につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号703-22につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号703-22を承認・可決いたします。

続きまして、番号703-23について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲渡人に売却の意思があり、譲受人は耕作の意思があることから本件の申請に至ったとのこと。場所については担当委員よりお願いいたします。

委員

場所については、別冊 2 頁をご覧ください。半田インターのすぐ南側、申請地の西側には森田家具があります。現在は耕作放棄地となっていますが耕作していただけるのであれば問題ないかと思えます。

議長

番号 703-23 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 703-23 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 703-23 を承認・可決いたします。

続きまして、第 86 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、1 件出ております。

番号 705-21 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については、記載のとおりです。申請者は酪農を営むものであり父親から酪農業を法人化している長男へ譲り渡すものです。新たな牛舎を設置する内容であり、以前の農業委員会で取り扱った用途変更の申請の続きとなっております。譲渡人から見た孫も酪農業を営んでおり、3 代にわたる事業ということで面談を行いました。場所については、別冊 3 頁をご覧ください。現在畜産業が行われているすぐ西側ということで市街地と非常に近い場所ではありますが、一体経営がなされている場所ということで特段問題はないかと思えます。よろしくをお願いします。

議長

番号 705-21 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

委員

申請地を見ると説明にもあったように住宅地に近いようですが、牛糞等のおいの問題は大丈夫でしょうか。

事務局

申請地は農振農用地であり、先ほど委員の説明にもありましたように 6 月総会時に用途変更を審議したものです。基本的に農振農用地のエリアについては農業を推進する場所として定められているため市街化区域の近い場所ではあってもご理解いただくようお願いいただくほかないものと考えています。

議長

番号 705-21 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 705-21 を承認・可決いたします。

続きまして、議案第 87 号「農用地利用集積等促進計画の意見聴取について」、1 件出ております。

番号 1 について、事務局より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。本件は今までも中間管理でこれまでも借りていた契約の期間満了に伴う再貸付の申請となります。場所については別冊4頁をご覧ください。これまでも耕作されてきた農家が現在もきれいに耕作を行われているため引き続き耕作していただいても特段問題ないかと思えます。

議長

番号706-16につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号706-16につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号706-16を承認・可決いたします。

議案については以上となります。

続きまして、報告に移らせていただきます。報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」が9件、報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」が1件、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」が4件、報告第4号「生産緑地法従事者証明」が1件、報告第5号「農地法第4条許可取下げについて」が1件ありました。添付書類も含め完備しておりましたので、専決により書類を受理しましたことをご報告いたします。

会長

事務局より報告第5号について補足説明をお願いします。

事務局

資料12頁をご覧ください。先月の総会にて農地法4条許可申請があった案件です。担当委員より説明を頂いた後、質疑の中で他委員より申請者が直近で亡くなられた可能性があることご報告がございました。農業委員会としては審議を進めましたが、その後確認を行ったところご報告のとおり直近で申請者が亡くなられていました。愛知県に対応を確認したところ、審議を行ったことは妥当であり、進達まで手続きを進めるよう指示がありました。ただ、県としては許可を出す相手がいないことから、取り下げ申請を依頼されたため、書士より申請を受け、処理後県に対し取下げの進達を行いました。

書士からは相続の手続きを終えたのち改めて農業委員会に対し提出を行う予定だと伺っています。

会長

報告第1号から第5号について、何かご質問ご意見等はございませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長

これで第29回半田市農業委員会総会を閉会します。

(午後2時45分)

以上議事の内容を録して下記の者が署名した。

半田市農業委員会長 印

半田市農業委員 印

半田市農業委員 印